

(厚生労働委員会)

予防接種法の一部を改正する法律案(第百五十一回国会閣法第三五号)(衆議院送付) 要旨

本法律案は、最近の高齢者におけるインフルエンザの発生状況等にかんがみ、インフルエンザを予防接種の対象疾病とし、あわせて、予防接種の対象疾病を類型化しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、対象疾病に関する事項

1 その発生及びまん延を予防することを目的として、予防接種法の定めるところにより予防接種を行う疾病を「一類疾病」とし、その対象疾病を現行の疾病とする。

2 個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれによりそのまん延の予防に資することを目的として、予防接種法の定めるところにより予防接種を行う疾病を「二類疾病」とし、その対象疾病をインフルエンザとする。

二、被接種者の責務に関する事項

現行の予防接種の対象者に課されている予防接種を受けるよう努める義務を、二類疾病に係る定期の予

予防接種の対象者については課さないものとする。

三、予防接種による健康被害の救済措置に関する事項

一類疾病に係る予防接種及び二類疾病に係る臨時の予防接種による健康被害の救済のための給付は現行の給付とし、二類疾病に係る定期の予防接種による健康被害に対する給付は医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法と同様の給付とする。

四、予防接種の推進を図るための指針に関する事項

厚生労働大臣は、一類疾病及び二類疾病のうち、特に総合的に予防接種を推進する必要があるものについては、その指針を定めなければならないものとする。

五、施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、必要があると認めるときは、インフルエンザに係る定期の予防接種の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 当分の間、インフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者であって政令で定めるものに限定

する。

なお、本法律案については、衆議院において、一類疾病及び二類疾病の定義を明確化すること、施行期日を公布の日に改めること、検討条項を追加すること及びインフルエンザに係る定期の予防接種の対象者を高齢者に限定することを主な内容とする修正が行われた。